資料１

事業概要と中間報告書手続について

１　事業者等について

事業名称	山梨西部広域環境組合ごみ処理施設整備事業
事業者名	山梨西部広域環境組合
対象事業の種類	環境影響評価条例　第２分類事業 廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の設置の事業
対象事業の規模等	１時間当たりの処理能力の合計　約１１．４トン
関係地域	中央市、市川三郷町

２　中間報告手続とは

事業者が、工事中の環境保全措置の実施状況や環境調査の結果等について、中間報告書としてとりまとめ、その内容について県民及び知事などから意見を聞き、これらの意見を以後の事業に反映させることを目的とした手続（本県独自の制度)。

本事業は、工期を令和７年５月から令和１３年３月としており、令和８年度、令和９年度及び令和１１年度にそれぞれ１度、中間報告書手続を実施することとしている。

３　中間報告手続の流れ

①事業者が中間報告書を作成し、知事及び関係市町長に送付する。
②事業者は送付後、縦覧する旨の公告を行い、１箇月間縦覧を行う。
③県民等は環境保全の見地から意見がある場合は事業者に意見書を提出する。
④事業者は県民等からの意見の概要及び意見に対する見解書を作成し、知事及び関係市町長に送付する。
⑤知事は、④の送付を受けた日から９０日以内に県民等、関係市町長及び技術審議会の意見を踏まえて知事意見を述べる。

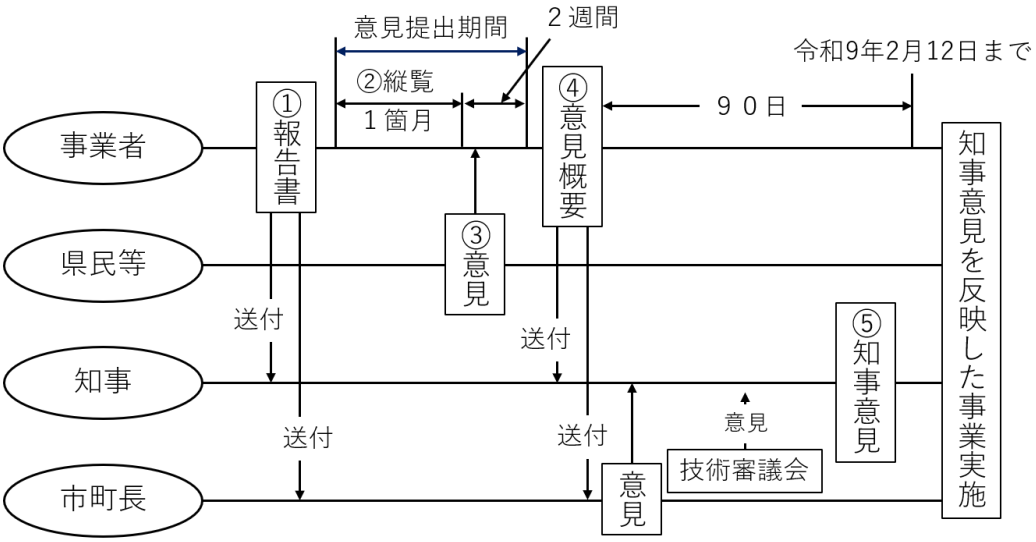

図　中間報告書手続の流れ

４　本件に係るスケジュール

（方法書手続）

令和４年　３月２２日　知事意見送付

（準備書手続）

令和６年　９月１９日　知事意見送付

（評価書手続）

令和７年　３月２８日　知事意見送付（同年５月１９日　補正評価書提出）

事業着手日　令和７年５月２６日

（中間報告書手続）

令和８年　９月１５日　中間報告書公告・縦覧（～１０月１５日）

県民等からの意見受付期間（～１０月２９日）

１１月１３日　県民等意見の概要等送付

１１月１７日　関係市町の長への意見照会

１１月１８日　山梨県環境影響評価等技術審議会（１回目）

１月　上旬　山梨県環境影響評価等技術審議会（２回目）（予定）

令和９年２月１２日　　知事意見通知期限

５　今後の進め方について

・次回の審議会開催までに、今回の審議で出された意見、県民等の意見概要書及び関係市町長の意見を集約する。

・集約した意見の論点を整理した上で、知事意見（素案）を作成し、次回審議会に提示するとともに、庁内調整を行った上で、期限までに知事意見を述べる。